

「第4次日向市男女共同参画プラン」関連事業
平成24年度施策実施状況報告書

宮崎県日向市

平成24年度施策実施状況報告書について

1 作成の趣旨

この報告書は、「日向市男女共同参画推進条例（平成20年4月1日施行）」第24条に基づき、日向市男女共同参画プランの施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し、公表するものです。

2 本報告書の構成

「日向市男女共同参画推進条例」の7つの理念に基づき、家庭・職場・地域・教育などあらゆる分野において男性も女性も個性と能力を十分に活かし、いきいきと暮ることができる「男女共同参画社会」にむけた実施概要と成果を10の「重点的に取り組むこと」ごとにまとめました。

3 基本理念

日向市男女共同参画推進条例には、男女共同参画の形成について、7つの基本理念が規定されています。これらの基本理念に基づいて取組を進めることにより、性別にかかわらずすべての人が、人権を尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

- すべての人の人権の尊重（第3条）
- 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）
- 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）
- 多様な活動に参画する機会の確保（第6条）
- 性の尊重に基づく健康への配慮（第7条）
- 教育における配慮（第8条）
- 国際理解及び国際協力（第9条）

4 基本目標

男女共同参画社会を形成する上で、その根底をなす基本理念「男女の人権の尊重」が、家庭・地域・職域・学校その他の社会のあらゆる分野で実践される活動に貫かれるよう、市民一人ひとりの意識に深く浸透することを目指して、次の3つの基本目標を定めます。

- 「男女の人権の尊重」を基盤とする男女共同参画意識の涵養
- 性別にかかわらず多様な生き方の選択を可能にする生活環境の充実
- 男女の共同参画による多様性に富んだ活力ある地域づくりの推進

5 基本計画の体系

○重点的に取組むこと

1. 男女共同参画社会についての理解の浸透を図る教育・学習機会の充実
2. 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実
3. 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し
4. 人権尊重を踏まえた心身の健康支援
5. 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備
6. 「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と生活環境の充実
7. 多様化する家族形態・生活形態に対応する環境の整備
8. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
9. 男女共同参画の視点に立った協働による地域づくりの推進
10. 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

6 「男女共同参画配慮度評価」による計画の推進

(1) 男女共同参画配慮度評価とは

「第4次日向市男女共同参画プラン」を実効性のあるものとするため、市の施策について、男女共同参画の視点からの配慮の度合いを評価します。

担当課評価として、各課は担当課施策等の企画・立案、実施後の状況について、男女共同参画の視点からの取組に対する配慮の度合いを評価し、その結果により職員の意識改革に努め、次年度以降、さらに男女共同参画に配慮した事業の推進を図ります。

(2) 評価方法及び内容

①担当課評価

○事業の評価

プランに掲載した169事業を対象に、施策の企画・立案、実施後の状況について男女共同参画の視点に立った担当課評価を実施します。

実施後の状況については、「チェックポイント5項目」に基づき、評価を実施しました。

評価については、項目ごとに、①達成できた ②ほぼ達成できた ③達成できたとはいえない ④達成できなかった ⑤非該当 の5段階で評価しました。

チ ェ ッ ク ポ イ ン ト 5 項 目	1	事業の企画・立案・実施にあたり、男女双方の意見を聞き、男女の視点が施策に盛り込まれるようにしているか。
	2	事業の内容が、「男だから」「女だから」という性別を理由とした役割分担等にとらわれないものとなっていたか。
	3	男女にとって、また、様々な立場の人（障がい者、子どもを持つ人等）にとって、利用・参加しやすいような配慮をしているか。
	4	広報、チラシなどのイラスト、言葉、文章について男女共同参画に配慮した表現となるよう工夫したか。
	5	事業の効果が男性、女性それぞれに寄与したか。

評価（達成度）	点数	目安
達成できた	4	9割以上
ほぼ達成できた	3	6～8割
達成できたとはいえない	2	3～5割
達成できなかった	1	2割以下
非該当	0	該当しない項目である

②外部評価

日向市男女共同参画推進審議会において、委員から意見をいただきます。

(3) 平成24年度施策事業実施担当課評価

1. 「第4次日向市男女共同参画プラン」の関連事業169事業について、事業実施担当課が「チェックポイント5項目」に基づき、評価を行った結果は次のとおりです。
 「達成事業数」は、担当課が、「①達成できた」「②ほぼ達成できた」と、評価した事業数です。

	チェックポイント5項目 (男女共同参画の視点での実施と工夫内容の点検)	達成事業数 (担当課評価)
1	事業の企画・立案・実施にあたり、男女双方の意見を聞き、男女の視点が施策に盛り込まれるようにした。	73事業(65.2%)
2	事業の内容が、「男だから」「女だから」という性別を理由とした役割分担等にとられないものとした。	108事業(80.0%)
3	男女にとって、また、様々な立場の人(障がい者、子どもを持つ人等)にとって、利用・参加しやすいような配慮をした。	71事業(60.7%)
4	広報、チラシなどのイラスト、言葉、文章について男女共同参画に配慮した表現となるよう工夫した。	63事業(60.0%)
5	事業の効果が男性、女性それぞれに寄与した。	101事業(74.3%)

※ () 内は総事業のうちの割合。(非該当を除く)

2. 「第4次日向市男女共同参画プラン」の関連事業169事業について、事業実施担当課が、基本計画の体系（重点的に取組むこと）別に、男女共同参画配慮度の評価を行った結果は次のとおりです。

重点的に取組むこと	担当課数	事業数	達成率
① 男女共同参画社会についての理解の浸透を図る教育・学習機会の充実	15課	11事業	64.5%
② 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実	12課	5事業	55.8%
③ 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	16課	11事業	71.7%
④ 人権尊重を踏まえた心身の健康支援	18課	14事業	67.4%
⑤ 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備	80課	59事業	59.0%
⑥ 「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と生活環境の充実	29課	16事業	62.2%
⑦ 多様化する家族形態・生活形態に対応する環境の整備	32課	24事業	67.6%
⑧ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	17課	14事業	70.6%
⑨ 男女共同参画の視点に立った協働による地域づくりの推進	22課	15事業	74.2%
⑩ 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	8課	8事業	79.2%

※事業については、複数の体系（重点的に取組むこと）にまたがっているものがあるため、合計事業数は169事業となりません。

I 施策の評価(重点的に取り組むこと)

→①男女共同参画社会についての理解の浸透を図る教育・学習機会の充実

男女共同参画社会の形成に向けては、市民一人ひとりの男女共同参画意識の涵養を図る取組が基盤であり、教育・学習が果たす役割はきわめて重要です。

本市においては、家庭・地域・職域・学校などのさまざまな分野において、相互の連携を図りつつ、性別や年齢にかかわらず、生涯にわたり男女共同参画社会について、教育・学習の機会を提供するとともに、その内容の充実を図りました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

○男女共同参画講座等の開催状況

講座等	回数	参加者
基礎講座	3回	91名
出前講座	5回	470名
男性の料理教室	2回	37名
日向ひまわりフォーラム講演会	1回	約250名

○男女共同参画の内容を含む人権教育の研修会の実施

教職員（各学校毎）年3回

家庭教育学級26学級、女性学級16学級、高齢者学級20学級

○市職員対象の研修会は、男女共同参画の研修を年1回実施

○男女共同参画相談員への研修は、年5回実施

○男女共同参画に関する情報を、日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会において、広報誌を年3回発行

○男女共同参画関連図書を購入し貸出を行った。

【評価】

- ・市民に対する学習機会の提供については、出前講座、基礎講座、男性の料理教室、講演会等が開催されており、おおむね実施されているが、さらに多くの市民に啓発するためには、周知方法や開催日時等の工夫が必要である。
- ・幼稚園教諭、保育士を対象にした研修が行われていないため、基本計画に基づいて実施する必要がある。

2 今後の方向性・検討事項

- ・男女共同参画について「正しい理解」を促すことができるよう、講座等の内容の充実を図っていく、受講者の固定化が見られるので、講座の開催方法等についても研究していく。（市民協働課）
- ・家庭教育学級等の計画作成の際、努力目標に男女共同を加えることで、さらに多くの学級が男女共同について学習機会を得ることができる。（生涯学習課）
- ・幼稚園教諭や保育士等を対象にした男女共同参画の研修等を実施していないので、関係課と連携し協議を行う。（市民協働課）
- ・男女共同参画関連図書の購入については、幅広い年代に対応した、また基礎的な内容から中度、高度の専門的な内容まで幅広い選書に留意する。（図書館）

I 施策の評価(重点的に取り組むこと)

→②「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実

私達の暮らしの中に、性別に起因する偏見や差別は、依然として根深く存在しております。このような現状を踏まえ、人権に関する教育・学習の内容に「男女の人権の尊重」の視点の深化を図るとともに、人権教育・人権学習を担うあらゆる主体、人材に、「男女の人権の尊重」を基盤とする男女共同参画概念についての理解を深める取組を推進しました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

○人権教育研修会

- ・人権同和教育研修会（年4回）・・・教職員対象
- ・人権研修会 内容「男女共同参画・命の大切さ等人権全般」
富島高校（生徒及び教職員450名）
- ・人権出前講座 内容「子どもの人権について～子どもの権利条約」
地域子育て支援センター学習会（子育て中の母親15名）
- ・人権同和問題啓発講師団研修会 2回/年（講師団及び市職員 延べ131名）

○障がい者週間（12月3日～9日）

- ・ふれあいフェスタ
記念事業公演：演劇「障がい者の自立と人権」（市民参加 約1,000名）

○「新しい日向市障がい者プラン」の策定

- ・策定委員会委員の構成・・・24名中11名が女性（女性登用率45.8%）
- ・委員会は4部会で構成、4部会中3部会長が女性

【評価】

- ・教職員、市職員及び高校生や子育て中の母親を対象にした研修、また人権講座講師団を対象にした研修が、毎年継続的に実施されている。
- ・市の障がい者施策を統合的・計画的に推進するための基本的考え方と課題の解決に向けた今後の取組を示す計画として、男女共同参画の視点を加えた「新しい日向市障がい者プラン」が策定されている。

2 今後の方向性・検討事項

- ・軽度発達障がい等を含めた、支援の必要な児童生徒に対するサポートができるような体制づくりを実施していく。（学校教育課）
- ・小中学校では、授業の中で男女共同参画について学習しているので、学校教育課及び学校とその内容について、協議するとさらに充実したものになると思う。（市民協働課）
- ・人権講座講師の育成については、人権全般で取組んでおり、24年度は身元調査の問題と拉致問題が中心であった。昨年度は、男女共同参画の推進ということで、DVの問題を取り上げている。今後も、男女共同参画の推進に向けた講師の育成も進めていきたい。（市民協働課）

I 施策の評価(重点的に取り組むこと)

→③男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

私たちの暮らしに関わる制度や慣行は、それぞれに目的や経緯をもって生まれてきたものであり、性別にかかわらず、すべての人の多様な生き方の選択に影響を及ぼしています。そのことへの認識を広く共有し、その阻害起因となっているものについての見直しを進める必要があります。

市民一人ひとりが、私たちの暮らしに、現行の制度や慣行がどのような影響を及ぼしているのかについての気づきを拓くことが重要であるため、あらゆる機会において、男女共同参画についての確かな理解を定着させるための広報や学習を行いました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

- 男女共同参画週間（6月23日～29日）
 - ・パネル展（市役所1階ロビー）
 - ・街頭啓発（イオン日向店）
- 男女共同参画基礎講座 3回
 - ・内容「男女共同参画社会の実現に欠かせない協働とは」（33名参加）
 - ・内容「暴力をふるう男性の心理とその背景」（34名参加）
 - ・内容「生涯を通じた女性の看護による健康支援」（24名参加）
- 男性の料理教室〔男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会主催 年2回〕（38名参加）
- 日向ひまわりフォーラム講演会
 - ・内容「私らしくイキイキと 女（ひと）と男（ひと）とのより良い関係」（約250名参加）
- 人権出前講座 年間28回開催（延べ2,211名参加）
男女共同参画の視点からの慣行・しきたりの見直しについての課題を取り上げて実施
- 男性向けの料理教室〔公民館主催：年2教室〕（延べ168名参加）
- 家族介護教室〔大王谷地域包括支援センター主催：年1回〕（6名参加）
- パパママ教室〔こども課〕（年6回 妊婦45名・夫39名参加）

【評価】

- ・男女共同参画に関する理解を深めるため、出前講座、研修会やフォーラム等の啓発事業が行われているが、受講者が固定化している傾向が見られるので、開催日時等の工夫が必要である。
- ・生徒が主体的に将来の方向を決定できるよう、中学生の職場体験学習や、企業と連携した出前授業等が全ての小中学校で実施され、固定的な性別役割分担意識にとらわれない進路指導が行われている。

2 今後の方向性・検討事項

- ・男女共同参画について、「正しい理解」を促すことができるよう、講座等の内容の充実を図っていく。講座の開催方法等についても研究していきたい。
人権出前講座の回数や地域での開催をさらに増やし、慣行・しきたりの見直しについての学習の場を提供していく。（市民協働課）
- ・介護教室については、女性学級や高齢者学級の学習課題とし、市が主催する出前講座の介護教室等の利用を推進していきたい。（生涯学習課）

I 施策の評価(重点的に取り組むこと)

→④人権尊重を踏まえた心身の健康支援

性別にかかわらずすべての人の尊厳が守られることは、「男女の人権の尊重」の視点から市民一人ひとりの暮らしの質の向上をめざす男女共同参画社会の基盤となるものです。

なかでも、一人ひとりの多様な生き方を支えるための重要な課題である心身の健康に関わる取組については、それぞれの性に関わる身体的特徴への理解を深める必要があります。すべての人が、その生涯を通じて身体的・精神的・社会的に良好な状態を享受することができるよう心身の健康に関する支援を行いました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

- 各学校において、学級活動の時間を中心に、小学校1年生から中学校3年生まで、年間3～5時間性教育を実施し、具体的な指導法についての教職員研修を年1回行った。
- 幼児健診、1歳児健康相談・・・毎月実施
- がん検診、特定健診、歯科検診、結核健診実施
- 健康づくり推進員の各地区活動の支援
 - ・スキルアップ研修（7回開催）… 延べ476人参加
- 食生活改善推進員81名による健康づくり支援
 - ・定例会…33回　・講習会…19回　・健康まつりでの食育試食コーナー…400食配布
 - ・1歳児健康相談の際のおやつ作り
 - ・高齢者食生活改善事業（料理教室20会場、配食活動600人）
- 各地区公民館の高齢者学級において、健康・生きがいについて学習会を実施
- 有害図書等規制のため、「白いポスト運動」による環境浄化の推進
 - ・4回実施（雑誌、ビデオ、DVD等700件回収）

【評価】

- ・学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、体育や保健、学級活動を中心に教育活動を通して性教育を実施し、また、中学校においては、専門機関による性に関する講演会等を行い性に関する知識の普及に努めている。
- ・生涯学習の自主学級では、健康をテーマに、また、各地区公民館の高齢者講座では高齢者の生き方や健康について学習し、健康の保持促進ができるように取組まれている。

2 今後の方向性・検討事項

- ・各学校の年間指導計画等の改善が図られるように、各学校に対して指導助言を行っていくが、保護者の協力も必要なため、学校で行われている教育内容をわかりやすく通信等で伝えるよう、各学校に指導していく。（学校教育課）
- ・各検診（健診）事業について、広報等との同時回覧により、区加入世帯への周知を図るとともに、区未加入者については新聞等のマスメディアへの情報提供や市内幼稚園・保育園・小中学校を經由して保護者への受診啓発に取組み、今後も心身の健康に関する支援を行っていく。（いきいき健康課）
- ・栄養教諭や栄養職員による指導を通して、各学校の食育を推進するとともに、今後も食育に関わる推進会議を開催する。（学校教育課）

I 施策の評価(重点的に取り組むこと)

→⑤女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

配偶者等からの暴力やセクシャル・ハラスメントは、被害者の人権を著しく侵害する行為であり、これらの暴力の背景には、社会全体として根強く残る男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係などがあり、個人の問題でなく社会の構造的な問題であるという認識が必要です。

本市では、「日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、「日向市男女共同参画プラン」と一体となって、女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶を目指し、暴力の防止と被害者救済に向けた様々な環境の整備に取り組みました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

- 「女性に対する暴力をなくす週間」（11月12日～25日）
 - ・DVに関するパネル展：市役所1階ロビー
 - ・講演会「これってDV?」（29人参加）
- 講演会「暴力をふるう男性の心理とその背景」（34名参加）
- 出前講座・・・DV防止講座（10名参加）
- 人権出前講座・・・地域における講座13回（244名参加）
 - 職場における講座3回（154名参加）
 - 教職員対象の講座2回（464名参加）
- 人権相談・・・9回 行政相談・・・20回 無料法律相談・・・12回
- 日向地区DV相談機関関係ネットワーク会議開催
- 日向市DV対策庁内連絡会議開催
- 日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんぴあ」や図書館において、DVやデートDV等をとりあげた図書を購入し貸出を行っている。

【評価】

- ・暴力の根絶に向けた取組みとして、講演会や講座、また学校や家庭教育学級、地域、職域において人権出前講座等が開催されているが、まだ、暴力を個人的な問題として捉える意識が根強いことから、DVについての研修の場が必要とされる。
- ・相談窓口の周知について、公共施設や市内の産婦人科医院に相談カードの設置をするなど工夫が見られた。
- ・住民基本台帳事務や医療保険制度における支援措置が適切に取組まれている。

2 今後の方向性・検討事項

- ・もっと幅広い年代の方に参加していただけるよう、講座の内容、開催日時、広報のあり方を、研究したい。（市民協働課）
- ・生活保護の相談内容には、DVや精神疾患による男性恐怖症等、女性に配慮しなければならない事案等もあり、臨機応変な対応に努めており、今後も配慮していきたい。（福祉課）
- ・民生委員児童委員は、DV等の見守りや行政機関等へのつなぎ役としての活動を行っているが、個々のケースにより本人の生命や尊厳、プライバシーの保護が求められるため、対応の仕方を研修会に取り入れられるよう検討したい。（福祉課）

I 施策の評価(重点的に取り組むこと)

→⑥「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と生活環境の充実

男女共同参画社会の形成がめざす市民一人ひとりの多様な暮らしの質の向上に向けて、性別にかかわらず、働いている人が、それぞれの望む「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)を可能にする環境の整備が求められています。

「仕事と家庭の調和」については、その前提として、性別や雇用・就業形態の違いにより、差別されることのない就業環境の整備が求められます。本市における就業のあらゆる分野において、「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と子育て支援等の生活環境の充実に取り組みました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

○女性就業支援全国展開事業

- ・講演会「自分らしいワーク・ライフ・バランスの実践に向けて
～仕事もプライベートも健康も充実した生き方を学ぶ～」(23名参加)

○実践型地域雇用創造事業(実施主体:日向市地域雇用創造協議会)

◎求職者向けの人材育成セミナー開催

- ・自宅や小規模の事務スペースで起業・創業が行えるSOHO起業家育成セミナーなど、11の就業支援のセミナーに142名(うち女性96名)が受講した。このうち28名が就職に結びついた。

◎事業主向けの雇用拡大セミナー開催

- ・経営力強化セミナーや社会福祉施設管理者セミナーなど4つのセミナーに75社が受講し、85名の雇用につながった。

◎求職者と事業所との出会いの場として、就職説明会開催…3回(197名参加 うち15名就職)

○新規就農相談件数…平成24年度5件(うち女性1件)

○家族経営協定の締結…5件

○市役所における育児休業取得者…11名うち男性0名 部分休業取得者…1名

【評価】

- ・家族みんなが主体的に経営に参加でき、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備した家族経営協定を、23年度は2家族だったが、24年度は新規で5家族が締結している。(累計23家族)
- ・「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)を普及していくには、労働者だけでなく、使用者である事業者等の意識を変えていく必要があり、そのワーク・ライフ・バランスが事業者等にもたらす効果についての理解を深めるための機会(講演会、研修会等)を増やしていく必要がある。
- ・ワーク・ライフ・バランスについての広報啓発が少ないようである。

2 今後の方向性・検討事項

- ・家族経営協定は、農業経営における各人の役割及び共通認識の明確化をすることにより、就業環境の充実が図られるので、今後とも推進していく。(農業委員会)
- ・セミナーの受講者は、女性が約7割を占め、「学びの場ができたことで、働くことの意義やこれからの生活を見直すきっかけになった。」など好評を得ており、女性の社会進出への支援ができたと思われる。雇用情勢が厳しい中、今後も雇用創出に向けた事業を展開していきたい。(商工港湾課)
- ・ワーク・ライフ・バランスについて、広報、啓発のあり方等を研究していきたい。(市民協働課)

I 施策の評価(重点的に取り組むこと)

→⑦多様化する家族形態・生活形態に対応する環境の整備

少子高齢化の進行や個人の価値観の多様化に伴い、生活形態や家族形態の多様化が進んでいます。その生活形態・家族形態の多様化には、就業形態の多様化が深く関わっており、中でも、厳しい雇用環境に置かれやすいひとり親家庭や障がいのある人等の経済的、生活的安定のための対応が求められています。

本市では、男女共同参画社会の形成に向けて求められる生活形態・家族形態の多様化に対応する環境の整備に取り組ましました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

○多様な子育て支援

	施設数	利用者数		施設数	利用者数
延長保育	20	42,742名	地域子育て支援センター	1	6,228名
一時保育 (自主事業)	2 18	1,050名 2,143名	ファミリーサポートセンター	1	339名 (登録者数)
休日保育	1	230名	つどいの広場	1	6,928名
病後児保育	2	1,623名	放課後子ども教室	7	135名
児童館	1	25,116名			

○ひとり親家庭の支援体制

- ・児童扶養手当給付事業
- ・母子及び父子家庭等医療費助成事業
- ・高等技能訓練促進費等事業
- ・自立支援教育訓練給付金事業

○高齢者世帯向け出前講座

- ①大人向け絵本の読み聞かせ(対象者:中央区民・小規模多機能型居宅介護施設入居者…15名参加)
- ②DV防止講話(対象者:北町二区民…10名参加)

○介護相談員派遣事業・・・介護施設9事業所巡回(訪問回数延べ105回、204名)

○日向市ふれあいフェスタを開催し、障がい理解に関する啓発・・・実行委員会(半数以上が女性)

○スポーツ教室延べ96回開催 参加者数1,568名

【評価】

- ・ひとり親世帯や単独世帯等の増加により生活形態が多様化する中、子育て支援において、多様な保育ニーズ(延長保育、一時保育、休日保育)や経済的支援(乳幼児医療助成事業、保育料軽減等)など、充実した取組がされている。
- ・地域子育て支援センターやつどいの広場・ファミリーサポートセンター・児童館など、地域子育ての支援体制が充実している。また、スポーツ少年団やスポーツ団体、家庭教育学級等に市内の小中学校を開放し、環境の整備に取り組んでいる。
- ・多様な人が、自らの意思で社会参画し自立できるよう、公共施設のバリアフリー化を行っている。

2 今後の方向性・検討事項

- ・スポーツ教室等の開催案内チラシのイラストが男性のみであったり、女性のみであったので、今後は偏らないよう配慮する。(文化スポーツ課)
- ・地域子育て支援センター施設等の利用者は、母親が多い。利用時間帯等の理由から父親の参加は難しい部分があるが、事業の周知を通して父親の子育て参加を促す工夫を検討する(こども課)

I 施策の評価(重点的に取り組むこと)

→⑧政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

多様化する地域課題の解決に向けて、市政や地域のあらゆる分野の政策・方針決定過程に、女性のみならず、多様な立場の市民の声を反映していく必要があります。そのために、政策・方針決定過程における男女共同参画を進めることは大変有効な手段です。

本市では、意識改革や人材育成を図り、政策・方針決定過程に多様な立場の人の意志が反映されるよう、より一層の女性の参画の拡大に取り組みました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

○女性の公職参加状況

女性登用率	H23年度	H24年度	
審議会等	23.5%	23.8%	↑
市職員の管理職	3.7%	7.3%	↑

○「人・農地プラン」の日向市検討会・・・委員15名中6名が女性（登用率40%）【農業水産課】

○認定農業者認定者・・・41名中2名が女性（登用率 4.9%）【農業水産課】

○農業委員会・・・委員27名中2名が女性（登用率7.4%）【農業委員会】

○市職員の役職（係長職以上）に占める女性の割合・・・18.9%【職員課】

【評価】

・審議会等への女性登用率は、平成24年度は、平成23年度より0.3ポイント増え、23.8%であった。平成28年度までに40%を目標に設定しており、各審議会委員の選任の際に、女性の参加促進の取組が必要である。

2 今後の方向性・検討事項

- ・参加団体等に審議会等への委員の推薦を依頼する際、女性委員の参加促進をお願いする。（関係各課）
- ・審議会等における女性の参画を今後も積極的に行っていく。また、集落ごとの合意構成をはかっていく「人・農地プラン」の作成においても、女性の参加を進めていく。（農業水産課）

I 施策の評価(重点的に取り組むこと)

→⑨男女共同参画の視点に立った協働による地域づくりの推進

本市では、社会・経済情報の変化に伴い、多様化する地域課題の解決に向けて、多様な個人・多様な主体との協働による地域づくりを進めています。

性別にかかわらず一人ひとりの人権の尊重・男女の人権の尊重を基盤とする男女共同参画の視点に立った協働による地域づくり、また様々な地域課題の解決を目指す多様な市民活動の促進を図りました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

- ファミリーサポートセンター事業・・・339名登録
- 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）・・・市内6カ所で実施（定員約220名）
放課後子ども教室・・・7教室（平岩小・細島小・塩見小・美々津小・寺迫小・東郷学園2教室）
（135名利用）
- 子ども避難所・・・「子ども110番・おたすけハウス」各学校単位で地域に設置
- 日向市女性消防団員・・・平成25年3月31日現在、21名（日向市消防団員960名中）が在籍
（女性消防部13名・地域の各部8名）災害時の後方支援活動に従事
- 自主防災組織主体の各種訓練・・・53回（4,437名の参加）
- 防災講話・避難訓練・・・延べ60回出会。約5,000人の受講
（うち、女性学級3件、障がい者施設・団体4件、高齢者施設・団体5件）
- 市民活動団体リーダーの育成
 - ・ひまわり基金リーダー養成事業・・・地域参加のための個人のスキルアップを目的とした人材育成事業（ステップコース 13名 ジャンプコース 12名）
- 環境保全に関する意識啓発として、自治会・学校・各種団体等において、ごみ減量や資源リサイクルに関する出前講座等を実施
 - ・出前講座・・・43件（1,687名参加）・最終処分場施設見学・・・6件（296名参加）
 - ・収集体験研修・・・3件（16名参加）
- 観光ボランティアガイドの育成（セミナーの開催）・・・3回（46名参加 うち33名が女性）

【評価】

- ・多様な子育てのニーズに対応できるよう、ファミリーサポートセンター事業や放課後児童健全事業等のさまざまな取組が行われている。
- ・市地域防災計画の作成にあたり、その実施を推進する日向市防災会議委員40名のうち1名だった女性を2名に増員し、男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進に努めている。

2 今後の方向性・検討事項

- ・女性が抵抗なく入団できるような組織づくりを目指すとともに、消防関係の行事やイベントなどで普及・啓発活動を行い、女性の入団者を増やしていきたい。（消防本部）
- ・次世代の日向市を担う人材を養成するにあたって、女性の参画促進を引き続き取組むとともに男女共同参画の視点に立った人材育成を図る。（市民協働課）
- ・日向市防災会議委員のうち女性委員が2名となったが、防災会議に限らず、各種事業等を展開するうえでも、女性の視点に立った意見等を把握していく。（防災推進課）

I 施策の評価(重点的に取り組むこと)

→⑩男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

本計画に策定された施策を着実に推進するために、行政・市民・事業者等が一体となって、協働による推進体制のより一層の整備に取り組み、また、国・県・近隣自治体・関係機関等との協力体制を強化し、研修機会の充実や啓発活動を展開しました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

○市職員研修

県市町村振興協会と共催で開催。(近隣町村にも案内)

内容：「男女共同参画の視点に立った行政のあり方」

参加者・・・55名

○日向市男女共同参画推進審議会・・・年2回開催

○日向市男女共同参画行政推進会議・・・年1回開催

・「第4向日向市男女共同参画プラン」関連事業実施状況報告書の様式の変更。男女共同参画の視点での実施と点検項目を加えた。

【評価】

・「男女共同参画プラン」に策定された、各課が担当する施策・事業については、男女共同参画の視点に立った取組が概ね実施されているようであるが、職員の中でも、男女共同参画社会への理解度に温度差があるようなので、職員研修等を行い、男女共同参画の推進に取り組む必要がある。

2 今後の方向性・検討事項

・男女共同参画プランを着実に推進していくため、関係各課及び関係機関等と連携を図りながら、担当課としての役割を果たせるよう努めていく。(市民協働課)

関連施策・事業の数値目標

項目	現 状 (プラン作成時)	H 2 4 年度	目標値 【平成 28 年度】
固定的性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考えにとらわれない人の割合	47.4% (平成 22 年度)	—	60%
日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会主催講座の満足度	—	90%	80%
家族経営協定締結農家数	18 戸 (平成 23 年度)	23 戸	22 戸
ファミリーサポートセンターの登録者数	275 人 (平成 23 年度)	339 人	400 人
審議会等委員に占める女性の割合	23.5% (平成 23 年度)	23.8%	40%
市職員の係長職以上に占める女性の割合	14.2% (平成 23 年度)	18.9%	20%
生涯学習人材バンクの登録者数	105 人 (平成 23 年度)	97 人	200 人
「仕事と家庭の両立応援宣言」※ を行う 企業数	11 社 (平成 23 年度)	22 社	30 社
自主防災組織の結成率	83.5% (平成 23 年度)	89.01%	100%

※ 「仕事と家庭の両立応援宣言」: 企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と家庭の両立ができるような「働きやすい職場づくり」の取組みを宣言してもらう制度。宣言企業・事業所の登録及び宣言書の交付は県が行う。